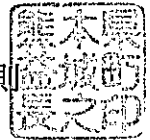


益城町公告第49号

益城町児童育成支援拠点事業運営業務委託について、公募型プロポーザルによる手続きを開始するので公告する。

令和8年9月1日

益城町長 西村 博則



1 目的

本町では、児童やその家庭が抱える多様な課題に応じて、児童が学校や家庭以外にも安心して過ごせる場所を提供し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路などの相談支援、食事の提供等を行い、個々の児童の状況に応じた包括的な支援を提供することにより、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とした児童育成支援拠点事業を実施します。

当該事業の実施にあたり、運営業務の委託先を選定する必要があることから、別紙「益城町児童育成支援拠点事業運営委託に係る公募型プロポーザル方式実施要領」（以下「実施要領」という。）のとおりに運営事業者を募集します。

2 業務の概要

(1) 委託業務番号

令和8年度 益こ委第6号

(2) 委託業務の名称

益城町児童育成支援拠点事業運営業務

(3) 運営場所

益城町内（1拠点）

施設の仕様

ア 児童養護施設、児童館等の子育て関連施設や児童の居場所支援を行う場所として適した場所（空き家や賃貸物件の活用を含む。）

イ 施設面積については、定員数に合わせ十分な広さを確保すること

(4) 委託業務の内容

別紙「益城町児童育成支援拠点事業運営業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりで。

(5) 委託期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日まで

(6) 業務準備期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日までを業務実施準備期間とします。

委託料上限額

益城町児童育成支援拠点事業

86,050千円（非課税）

開設準備（令和8年度のみ）

4,000千円

なお、各年度における委託料の額は子ども・子育て支援交付金の基準額の範囲内とし、年度ごとの内訳及び詳細は実施要領に記載のとおりです。

3 参加資格要件

次に掲げる条件を全て満たしている事業者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2) 益城町暴力団排除条例の運用に関する規則（平成24年益城町規則第14号）の規定による排除措置等を受けていないもの
- (3) 国税及び地方税を滞納していないもの
- (4) 事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有しているもの
- (5) 熊本県内に活動拠点があり、規約を持ち、責任者が明確で、独立した明確な経理を行っているなど、委託契約が可能な社会福祉法人、特定非営利活動法人等の団体であること。
- (6) 児童福祉行政をよく理解し、児童虐待の未然防止と再発防止に熱意を持ち、事業を遂行できる十分な技術能力等を有し、継続的に運営できる団体であること。
- (7) 宗教団体又は政治団体でないこと。
- (8) 事業の目的を理解し、本町が仕様書に定める条件等を確保できる団体であること。

4 募集の周知及び参加申請書等の配布

(1) 期間

令和8年9月1日（火）から令和8年10月29日（木）午後5時まで

(2) 周知及び配布方法

町ホームページにて配布します。

5 質疑及び回答

本プロポーザルに関する質問は、質問書（別紙1）により、電子メールで提出してください。原則として、電子メール以外の方法による質疑の受付は行いません。

ただし、(1)の提出期間内に電話で質問書到着の有無を確認することは差し支えないこととします。

(1) 提出期間

令和8年9月1日（火）から令和8年9月10日（木）午後5時まで

(2) 提出先

益城町役場 こども未来課 児童福祉係

(3) 回答方法

質問に対する回答は、令和8年9月17日（木）午後5時までに益城町ホームページに掲載します。

なお、質問に対する回答は実施要領等の追加又は訂正とみなします。

また、質問に対する回答への再質問は受け付けません。併せて、提出期間外の質問も受け付けません。

6 参加申請書および提案書等の提出

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、次のとおり作成し、提出してください。

(1) 提出日時

令和8年10月29日（木）午後5時まで

(2) 提出先

益城町役場 こども未来課 児童福祉係

(3) 提出書類

ア 公募型プロポーザル参加申請書（様式第1号）	1部
イ 団体等の概要（様式第2号、パンフレット等の使用も可）	1部
ウ 団体の定款・規約等	1部
エ 直近年度の決算書	1部
オ 納税証明書	1部

申請日から3か月以内に発行された証明書で、令和7年度の国税及び地方税（県民税、事業税及び事業所がある市町村民税）に未納がないことを示すもの。

なお、地方税については、本業務を主に担当する事業者等が所在する地方公共団体が発行するもの。

※団体として非課税の場合は、団体代表者分を提出すること。

カ 事業実施体制調書（様式第3号）	1部
キ 配置予定の業務責任者、職員の経歴等の状況（様式第4号）	1部
ク 提案書（様式第5号）	正本1部・副本9部

※図表等を含め30ページ以内とし、ページ番号を付すこと（目次はページ数に含めない）。

※提案事項については、(1)～(5)の順及び内容が整っていれば任意の様式でも差し支えない。

ケ 事業の実施場所となる施設の位置図・写真・面積等がわかる資料（A3判も可）	正本1部・副本9部
--	-----------

※運営の実施場所となる施設を賃貸借により確保する場合は、当該委託期間に施設を使用できることが分かる書類（賃貸者契約書等）の写しも添付すること。

コ 見積書（任意様式）	1部
-------------	----

※年度ごとに見積金額を記載すること（本事業は、社会福祉法（昭和26年法律第45条）第2条第3項の規定による第二種社会福祉事業となるため、消費税

は非課税とする。)

※見積に係る積算内訳書（人件費、運営費、消耗品費など）を別途作成し、同封すること。なお、加算項目については、詳細に表記すること。

※次の事項を記載した封筒に封入封緘して提出すること。

- ・ 業務名
- ・ 申請者の所在地、名称、代表者名
- ・ 見積書が封入されている旨（「見積書在中」など）

（４）提出方法

次のア又はイのいずれかの方法で提出してください。

ア 持参（町の休日を除く午前９時から午後５時まで）

イ 郵送（令和８年１０月２９日（木）午後５時までに必着とします。）

※一般書留又は簡易書留のような送達記録が残る方法によること

（５）留意事項

ア 申請に要する費用は、すべて申請者の負担とします。

イ 提案書の作成に当たっては、仕様書の業務内容に掲げる各事項について、具体的な提案を行ってください。

ウ 提案書の用紙は、原則としてＡ４判・縦型横書き、左綴じ、両面印刷で製本してください。ただし、図表等については、必要に応じてＡ４判横又はＡ３判横も可とします。（Ａ３判は、Ａ４判２ページ分とみなし、両面印刷しないでください。）

エ 文字の大きさは、１１ポイント以上とします。（表題、図表を除きます。）

オ 専門知識を有しない者にも理解できるよう配慮し、専門用語を使用する際は、注釈をつけてください。

カ 提出された書類の内容の変更又は書類の追加はできません。ただし、町が必要と認めた場合はこの限りではありません。

キ 申請書類は、理由の如何を問わず、一切返却しません。

ク 申請書類は、情報公開の請求により開示することがあります。

ケ 申請書類等の著作権は、各申請者に帰属します。なお、本事業の運営に関し、公表する場合、その他町が必要と認める場合には、申請書類等の全部又は一部を無償で利用できるものとします。

ク 町が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合があります。

７ 一次審査（提案書等に基づく書類審査）

提案書等の内容に基づく一次審査（書類審査）を実施します。

なお、申請者が４者以上あった場合には、事前に書類審査を行い、参加者を３者に絞

ることがあります。

8 二次審査（プレゼンテーション審査）

（1）日時及び場所

令和8年11月19日（木）予定

※ 正式な実施日、時間、場所等については、改めて通知します。

（2）実施内容

益城町児童育成支援拠点事業運営業務委託公募型プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）によるプレゼンテーション審査を実施します。

提案内容の説明（20分以内）を受け、選定委員会による質疑（25分以内）を行います。

なお、質疑に対して回答した内容は、企画提案に含むものとします。

（3）実施方法

提出済の企画提案書により、電子黒板を使用して実施します。電子黒板は町が用意しますので、HDMI端子付きパソコンをご持参ください。

（4）説明者

1事業者あたり3名までとします。

その他

ア プレゼンテーションは非公開とします。

イ 選定委員会委員の事前公表は行いません。また、事前接触は認めないものとし、違反した場合は、当該申請を無効としますので十分に御注意ください。

9 選定結果等の通知・公表

審査結果は、参加者に結果通知書（様式第7号又は様式第8号）にて令和8年12月1日（火）（予定）までに通知するとともに、受託候補者を町ホームページで公表します。

10 契約手続

（1）受託候補者として選定された者（以下「選定者」という。）は、結果通知書（様式第7号）を受領した後、速やかに、町と当該業務仕様の内容について協議を行い、その内容を決定します。

（2）上記（1）の業務仕様内容が決定した後、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約の方法により町と選定者との間で契約を締結します。

（3）選定者は、契約締結時までに契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付する必要があります。ただし、益城町財務規則（平成16年益城町規則第25号）第81条第1項各号に該当する場合は、この限りではありません。

1.1 その他留意事項

- (1) 参加を辞退する場合は、令和8年11月9日（月）午後5時までに、辞退届（様式第6号）を電子メールにて提出してください。
- (2) 申請書類等に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- (3) 本プロポーザルに関して必要な費用は、全て申請者の負担とします。
- (4) 契約金額及び審査の概要については、受託候補者との契約締結後に公表するものとします。なお、受託候補者以外の提案に係る審査結果については、当該参加者が特定できないよう、可能な範囲で配慮します。
- (5) 審査の結果、候補者に選定されなかった者は、審査結果が公表された日の翌日から起算して7日（土日祝日は含みません。）以内に、書面により選定委員会に対し非選定理由を求めることができます。なお、この場合の回答は、書面による内容等を受け付けた日の翌日から起算して10日（土日祝日は含みません。）以内に書面により行います。

1.2 公募のスケジュール

項 目	日 程
公募開始	令和8年9月1日（火）
質問の受付	令和8年9月10日（木）午後5時まで
質問回答期日	令和8年9月17日（木）午後5時まで
参加申請書及び提案書等の提出期限	令和8年10月29日（木）午後5時まで
一次審査（書類審査）	令和8年11月5日（木）（予定）
選定委員会による二次審査 （プレゼンテーション・ヒアリング）	令和8年11月19日（木）（予定）
審査結果の通知・公表	令和8年12月1日（火）（予定）
業務請負に係る協議・契約締結	令和8年12月中旬～令和9年1月上旬（予定）
業務開始準備	契約締結日～令和9年3月31日（水）
運営開始	令和9年4月1日（木）

1 3 書類提出先及び問い合わせ先

所在地 : 〒861-2295 熊本県上益城郡益城町大字宮園702番地

担当部署 : 益城町役場 こども未来課 児童福祉係

担当者 : 高木・川原

電話番号 : 096-286-3117

メール : jidou-propo@town.mashiki.lg.jp